一〇二二　海上運送法に基づく安全統括管理者講習及び運航管理者講習の内容及び方法の基準等を定める告示　二一　256　七九

一〇二三　運航管理者を船舶に乗り組ませるために運航管理者及び陸上従業者に受講させなければならない講習に関する告示　二一　256　八〇

一〇二四　船舶安全法の規定に基づき、型式承認をした件　二五　六

一〇二五　高速自動車国道に関する件　二六　四

一〇二六　小値賀空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件　二六　258　一九

一〇二七　航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件　二七　259　四五

一〇二八　滑走路の安全確保に関する指針　二七　259　四七

一〇二九　庄内空港の施設について告示した事項に変更があった件　二七　259　五一

○観光庁

一〇　通訳案内士法の規定に基づく登録事項の変更の件　一〇　五

一一　〃　二〇　四

一二　旅行業法の規定に基づく登録研修機関の登録をした件　二五　六

○海上保安庁

二六　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく登録確認機関の登録事項の変更に関する件　四　二

二七　航路標識に関する件　五　五

二八　〃　一一　248　二〇

二九　海上保安庁の航空機の番号及び標識の一部を改正する件　一四　251　一四

○環境省

八二　特に高度な技術を用いた有用なものの分離及び再生部品又は再生資源の回収を行う再資源化の実施が見込まれるものとして環境大臣が定める廃棄物資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行令に基づく環境大臣の定める焼却の方法　一二　249　一七

八三　資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行令に基づく環境大臣の定める熱分解の方法　一二　249　一七

八四　資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行令に基づく環境大臣の定める熱分解の方法　一二　249　一七

八五　廃太陽電池に係る処分の基準等　一二　249　一七

八六　環境大臣が定める熱分解の方法の一部を改正する告示　一二　249　一八

八七　資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行規則第六十七条及び第七十一条の規定に基づき環境大臣が指定する電子計算機　一二　249　一九

八八　再資源化事業等の高度化に著しく資するものとして環境大臣が財務大臣と協議して指定する機械及び装置並びに器具及び備品　一二　249　一九

○原子力規制委員会

一八　放射性同位元素等の規制に関する法律の規定により登録資格講習機関に係る登録事項を変更する件　一二　一

○防衛省

二五二　アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供が決定された件　四　四

二五三　アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供及び新規提供が決定された件　一一　五

二五四　アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用が決定された件　一三　四

二五五　海上における射撃訓練を実施する件　二一　五

二五六―二五八　海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件　二一　五

二五九　海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件　二一　六

二六一―二六三　海上における射撃訓練を実施する件　二六　四

二六四　自衛隊の使用する船舶の信号符字を付与する件　二七　三

二六五　自衛隊の使用する船舶の信号符字を取消しする件　二七　三

○東北地方整備局

八五　道路に関する件　七　八

八六　〃　一七　五

八七―八九　〃　二一　六

九〇　〃　二八　八

○関東地方整備局

二一二　道路に関する件　一〇　五

二一三　〃　一三　五

二一四　〃　一八　六

二一五　〃　一九　六

二一六　〃　二〇　四

二一七―二一一　〃　二六　四

二二二―二二九　都市計画に関する件　二七　三

二四〇―二四一　道路に関する件　二八　八

○北陸地方整備局

六三　道路に関する件　七　八

六四　〃　二八　八

○中部地方整備局

九七　建築基準法の規定に基づき、平成十三年中部地方整備局告示第百二十六号の一部を改正する件　四　四

九八　浄化槽の型式を認定した件　一八　六

九九　道路に関する件　一九　六

一〇〇一　〃　二五　六

一〇〇二―一〇〇三　〃　二六　五